



1

KAWASAKI

川崎南法人会だより



謹賀新年

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索



<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：川崎ブレイブサンダース 提供

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

川崎市市制 100 周年	2
新年のごあいさつ	3
令和 6 年度納税表彰式	4
税務署からのお知らせ	5
川崎ブレイブサンダース	6
近隣関係の法律相談	8
冬の危険なヒートショック	9
活動報告	10
新入会員のご紹介・主要行事予定	11

川崎市市制100周年に寄せて



川崎市に関わるすべての皆さま、市制100周年、誠におめでとうございます。ホームタウンの歴史的な節目の年をともに迎えることができたこと、大変喜ばしく感じております。日頃から川崎 BraveSpirits は市民の皆さま、川崎に縁のある企業や従業員の皆さまをはじめとした川崎市に関わる皆さまの多大なる後押しを背に戦っております。

川崎 BraveSpirits は、長年クラブを支えてきた選手やコーチが去り、クラブ史上初となる外国籍のヘッドコーチを招聘、日本で初めてプレーする2選手を含め5選手が加入するなど、川崎市と同じく「大きな節目」を迎えています。これまでの川崎市の歴史がそうであったように、我々も変化を恐れずに挑み続け、川崎 BraveSpirits に関わる皆さま、そして川崎市と共に大きく成長していきたいと考えています。

今シーズン、選手が着用するユニフォームの背中上部には、川崎市のカラーと市制100周年をモチーフにした「100」のロゴを刻印しており、文字通り「川崎市」を背に戦っています。さらには、2025年3月22日(土)、23日(日)には川崎市とどろきアリーナにて「川崎市市制100周年記念試合」を開催します。その記念試合では川崎 BraveSpirits のクラブカラーの中で「勝利」と「誇り」を象徴するヴィクトリーゴールドを基調とした「川崎市市制100周年スペシャルユニフォーム」を着用します。「川崎市市制100周年」を記念した赤・緑・青の3色を稲妻で表現し、ダイナミックでエネルギッシュなユニフォームに仕上がっています。ぜひ「川崎市市制100周年記念試合」当日は、川崎市とどろきアリーナに足を運び、川崎 BraveSpirits へご声援を送っていただけますと嬉しいです。

最後になりましたが、市制100周年という記念となる1年が、全ての皆さまにとって忘れられない、素晴らしい1年になることを心から願っております。

株式会社 DeNA 川崎 BraveSpirits

代表取締役社長 川崎 渉



新年のご挨拶

公益社団法人 川崎南法人会 会長 鈴木 慎二郎

新年明けましておめでとうございます。新春を迎え、謹んで会員の皆様、ご家族の皆様にご心よりお慶びを申し上げます。旧年中は、役員並びに会員の皆様には、法人会活動に多大なるご尽力を頂きましたこと、厚くお礼を申し上げます。昨年の当法人会は公益、共益事業、税の啓発活動、将来を担う児童に対する租税教育、社会貢献事業等に充実した年となりました。特に租税教育については、女性部会、青年部会が中心となり、小学生を対象とした租税教室を開催し、子供達に税の役割や大切さを伝えました。また社会貢献事業では、19回目を迎えました「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」を開催し、1,447名の参加者をお迎えすることが出来ました。また当日は福田川崎市長にもご臨席を賜り、コンサートに花を添えて頂きましたことは感謝に堪えません。11月には「税を考える週間」行事として、川崎南税務署 生田目署長による「これからの社会に向かって」と題した講演を頂きました。税制面では、今年度も税制改正に関する提言を行いました。令和7年度のスローガンは、新たな財政再建目標の策定、経済成長を阻害しない社会保険制度の確立、中小企業の活性化に資する税制措置、本格的な事業承継税制の創設です。

これらの提言を川崎市、川崎市議会、国会議員に提出致しました。これからも税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行ってまいります。

法人会は令和7年度についても、皆様と共に楽しい時間を共有しながら、地域社会の発展や企業経営の向上に貢献してまいります。また今年度より、企業を通して従事するすべての人々が健康的な生活をし、その効果が健全な企業経営に結びつき、ひいては地域社会の発展へとつながる『健康経営プロジェクト』が、全法連にて正式に取り上げることとなり、各単会においても健康経営委員会設置の依頼が参りました。当支部としても具体的な取り組みの検討を行ってまいります。健康経営プロジェクトの詳細につきましては今後、分かりやすい資料の送付や説明会開催の機会を増やしてまいります。会員の皆様には本年も是非、様々な事業にご参加いただき、楽しみながら充実した時間を過ごして頂きたいと思っております。結びとなりますが、新しい年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員の皆様方の事業のますますの繁栄を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

川崎南税務署長 生田目 静

新年明けましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んでお祝い申し上げます。

鈴木会長をはじめ、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般の円滑な運営に深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、地域イベントにおける税の広報活動や、各種説明会、租税教室の開催など税の啓発活動を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に大きく貢献いただいているほか、「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」の開催などの社会貢献活動にも、大変熱心に取り組まれておられますことに、深く敬意を表します。

年が明け、まもなく令和6年分の確定申告の時期を迎えます。

現在、国税庁を筆頭に国税組織では、税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に力を入れて取り組んでおります。「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指して、e-Taxやオンラインによる各種サービスの充実を図るなど、「納税者の利便性の向上」を進めているところでございます。所得税の確定申告は『マイナンバーカードを利用したスマートフォン等による自宅等からのe-Tax』、法人税・消費税の確定申告は『ALL e-Tax』、納税は『振替納税・ダイレクト納付などのキャッシュレス納付』を積極的にご利用いただきますよう、改めてお願い申し上げます。e-Taxやキャッシュレス納付等の利用につきましては、皆様方に広告塔となっていただき、同業者、取引先の方など、確定申告をされる方へ利用勧奨を行っていただきますよう合わせてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本年が公益社団法人川崎南法人会の皆様方にとりまして、幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

東京国税局長表彰 受彰

11月7日(木)浜離宮朝日ホールに於いて、川崎南法人会望月副会長が多年にわたり租税教育の推進を通じて、常に率先して申告納税制度の普及発展及び税知識の普及に努められ東京国税局長表彰を受彰されました。



望月 幹仁
(株)大和

令和6年度 納税表彰式

11月20日(水)川崎市産業振興会館に於いて、川崎南税務署管内の令和6年度納税表彰式が開催されました。日頃から法人会活動に積極的に参加され税務行政に協力、納税道義の高揚と税務知識の普及に功績のあった方々に対して、署長表彰並びに感謝状が贈られました。



川崎南税務署長表彰 受彰者



窪田 隆太郎
(株)久保田酒店



小俣 多栄子
(株)小俣商店



伊藤 建仁
(有)大仁



柏木 奈生
京浜化工(株)



下村 京子
(有)龍美社

川崎南税務署長感謝状 受彰者

神奈川県川崎県税事務所長納税功労表彰

11月26日(火)高津県税事務所にて神奈川県川崎県税事務所長納税功労表彰式が行われ川崎南法人会の村松副会長が受彰されました。



村松 久
(株)村松工務店

税理士による無料申告相談

～次の日程で座って税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	時間	相談できる方(注1)
令和7年2月3日(月) ～ 2月5日(水)	幸区役所 4階会議室 川崎市幸区戸手本町1-11-1	午前9時30分から午後3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)

事前申込

- 令和6年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和7年1月9日(木)から可能となります。詳細につきましては、右の事前申込サイトを参照願います。
- オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、【050-1722-2206】(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。
- 税務署等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE事前申込



Web事前申込



- (注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。また、贈与税及び相続税の相談は受け付けていません。
2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。
- 持ち物については、「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。
 - 申告書等の提出のみの場合は、川崎南税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター川崎南分室宛てに郵送でご提出ください。
 - 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター川崎南分室です

郵送で提出

【宛先】〒210-8606 神奈川県川崎市川崎区榎町3-18
東京国税局業務センター川崎南分室(川崎南税務署)

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	時間
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます) ※ただし、3月2日の日曜日は開場します。	川崎南税務署(川崎市川崎区榎町3-18) ※開設期間中、 駐車場は利用できません。	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただきたいもの

案内図

① マイナンバーカード

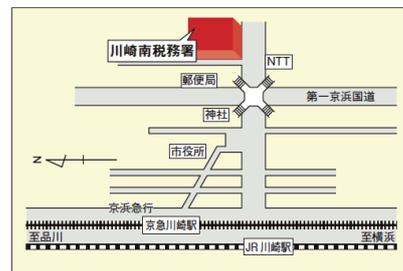
※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身元確認書類
・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類

② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード

- ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

③ スマートフォンまたはタブレット

④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類



事前準備

- ❗ **来場前**に、マイナンバーカードを利用した、**マイナポータル連携**の事前準備をお願いしております。

入場整理券

- 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。
- 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、**長時間お並びいただく場合があります。**また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、**お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります。**3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されます。ぜひ、ご自宅等でスマホ等からの確定申告(e-Tax)をご利用ください。
- 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。
- 入場整理券に記載の**入場時間前はお待ちいただく場所がありません**ので、入場時間にご来場ください。

LINEで事前発行

- ・LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。
- ・当日**並ばず**に事前に取得できます。



友だち追加はこちらから→





KAWASAKI BRAVE THUNDERS



川崎ブレイブサンダースでは、今季クラブ史上初となる外国籍ヘッドコーチとして過去にチェコ代表の監督も務めたロネン・ギンズブルグ氏を招聘しました。ギンズブルグヘッドコーチはイスラエル出身の元プロバスケットボール選手で、引退後はイスラエルのバスケットボールプレミアリーグで監督を務め、2013年から2023年までチェコ代表の監督も務めた「世界を知る」経験豊富なコーチです。

在籍10年を超えるベテラン 篠山竜青選手、長谷川技選手を含む7選手が昨季から継続し、ブルックリンネッツなどNBAで約80試合に出場したアリゼ・ジョンソン選手や、イギリス代表として4度の選出

経験もあるサッシャ・キリヤ・ジョーンズ選手が初めてBリーグ（日本）でプレーしています。またアジア枠としてフィリピン代表経験を持つマシュー・ライト選手が加入したほか、日本人選手は滋賀レイクスでキャプテンを務めた柏倉哲平選手、長崎ヴェルカからの期限付き移籍として神奈川県出身かつ川崎市内の中学・高校出身の小針幸也選手が加わりました。

さらに、12月から米須玲音選手と山内ジャヘル琉人選手が、特別指定選手（プロ契約）として加入しました。過去に川崎ブレイブサンダースで活動した経験がある2人がここ川崎でプロキャリアをスタートさせました。





積み上げてきた歴史を大切にしながらも変化を恐れず、チームは日々練習に励み成長を続けています。引き続きの応援をよろしくお願いします。

2025年3月22日(土)、23日(日)に川崎市とどろきアリーナにて開催するホームゲーム 大阪エヴェッサ戦を、「川崎市市制100周年記念試合」として開催いたします。

試合当日には「市政100周年記念スペシャルユニフォーム」を着用するほか、試合前から「市制100周年記念」を感じることができる様々な取り組みを川崎市とともに実施します。

ぜひ川崎市とどろきアリーナにて、試合をご観戦ください！
©KBT



りそなグループ B.LEAGUE 2024-25 SEASON 川崎ブレイブサンダース ホームゲーム日程

節	戦	対戦相手	日程		開始時間	会場
15	25	茨城ロボッツ	12月28日	土	18:05	川崎市とどろきアリーナ
	26		12月29日	日	16:05	
16	27	仙台89ERS	2025年1月4日	土	15:05	川崎市とどろきアリーナ
	28		1月5日	日	15:05	
20	34	滋賀レイクス	2月1日	土	18:05	川崎市とどろきアリーナ
	35		2月2日	日	16:05	
22	38	広島ドラゴンフライズ	3月1日	土	18:05	川崎市とどろきアリーナ
	39		3月2日	日	16:05	
23	40	シーホース三河	3月5日	水	19:05	川崎市とどろきアリーナ
25	42	三遠ネオフェニックス	3月19日	水	19:05	川崎市とどろきアリーナ
26	43	大阪エヴェッサ	3月22日	土	18:05	川崎市とどろきアリーナ
	44		3月23日	日	16:05	
27	45	琉球ゴールデンキングス	3月26日	水	19:05	川崎市とどろきアリーナ
29	48	ファイティングイーグルス名古屋	4月5日	土	18:05	川崎市とどろきアリーナ
	49		4月6日	日	16:05	
30	50	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	4月9日	水	19:05	川崎市とどろきアリーナ
32	53	横浜ビー・コルセアーズ	4月16日	水	19:05	川崎市とどろきアリーナ
36	59	三遠ネオフェニックス	5月3日	土	16:05	川崎市とどろきアリーナ
	60		5月4日	日	14:05	

※試合の開催日時、会場は変更となる場合があります。アウェーのチケット情報については、開催クラブのWebサイト等をご確認いただけますよう、お願いいたします。

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

近隣関係の法律に関して、最近民法が改正され、令和5年4月から施行されています。①竹木の枝の切除などに関する規定、②隣地使用权に関する規定、③ライフラインの設備設置・使用に関する規定の新設がありました。今回は、前回に引き続き、③ライフラインの設備設置・使用に関する規定について、見ていきましょう。

Q₁ 私の土地は現在更地ですが、建物を建てたいと思っております。ところが、電気、ガス、水道水、排水設備（ライフライン）がないため、これらを利用するためには、隣地に設備を設置するか、隣地の所有者が設置した設備を利用するしかない状況です。このような場合、隣地に設備の設置をし、あるいは隣地所有者の設備を使用することができるのでしょうか。

A₁ 民法が改正される前は、ライフライン設置のために他人の土地等の使用を直接定めた規定がありませんでした。そのため、土地の所有者が、ライフライン設置のために、隣地所有者に対し、設置した給排水設備の使用を求める裁判にまで発展した事例（給排水施設使用許諾請求事件）がありました。その事例の最高裁判決（平成14年10月15日判決）では、「宅地の所有者は、他の土地を経由しなければ、水道事業者の敷設した配水管から当該宅地に給水を受け、その下水を交流または下水道等まで排出することができない場合において、他人の設置した給排水設備をその給排水のため使用することが他の方法に比べて合理的であるときは、その使用により当該給排水設備に予定される効用を著しく害するなどの特段の事情がない限り、220条及び221条の類推適用により、当該給排水設備を使用することができる」として、その使用許諾請求を認めました。

このように、土地所有者がライフラインの設置のために他の土地の利用を必要とする場合の必要性はあるものの、その発生要件、権利内容、権利行使の具体的方法が定められていなかったことが問題とされていました。

そこで、今回の民法改正により、電気、ガス又は水道水の供給その他ライフラインに関する継続的給付を受けるために必要な範囲で、他の土地に対し、設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる旨の明文規定が創設されました（民法213条の2第1項）。これにより、土地の所有者は、ライフラインを設置するためには、隣地に設備の設置をし、あるいは隣地所有者の設備を使用することができることになりました。

なお、今回、明文上、「使用することができる」と定められたことから、この設備設置等は法定の権利として認められたため、他の土地や設備の所有者の承諾が不要となりました。むしろ、他の土地や設備の所有者は設備の設置を受忍する義務を負うこととなります。

Q₂ 具体的には、どのようにすれば、隣地に設備の設置をし、あるいは隣地所有者の設備を使用することができるのでしょうか。

A₂ 設備設置などを行わせる場合、その場所及び方法は、隣地又は隣地所有者の設備のために損害が最も少ないものを選ばなければなりません（民法213条の2第2項）。

そして、あらかじめ、その目的、場所及び方法を隣地所有者及び隣地を使用している者に通知する必要があります（民法213条の2第3項）。さらに、償金を支払う必要があるのですが、設備を設置する場合には、その土地の損害に対して償金を支払わなければならない（民法213条の2第5項）、設備を使用する場合は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない（民法213条の2第6項）、とされています。

Q₃ 隣地の所有者が所在不明な場合はどうすればよいのでしょうか。

A₃ 隣地の所有者が所在不明である場合は、事前の通知について、民法98条による公示の方法による通知を行うことが考えられます。具体的には、所在不明の所有者の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に公示送達の申請をすることとなります。

冬の危険なヒートショック

交通事故より多い



川崎幸病院
救急科長 / 救急部長 / 臨床研修センター副センター長
高橋 直樹 (たかはしなおき) 医師

ヒートショックとは

寒い部屋から暖かい浴室に移動したときや、冷たい外から暖かい室内に戻った際の気温の変化によって血圧が上下し、心臓や血管の疾患が起こることをヒートショックといいます。この血圧の乱高下に伴って、脳内出血、脳梗塞、大動脈解離、心筋梗塞などの病気が起こります。

入浴中や浴室での事故につながりやすい問題として、近年注目されています。日本では、特に冬の入浴時に多くのヒートショック事故が報告されており高齢者にとって大きなリスクとなっています。

暖かい室内

寒い脱衣所

寒い浴室

熱い浴槽



正常な血管

血圧安定



血管収縮

血圧上昇



さらに血管収縮

さらに血圧上昇



血管拡張

血圧低下

ヒートショックを防ぐには

ヒートショックを防ぐには、下記のこと
に気を付けましょう。

①室温の管理

入浴前に浴室を暖めておく、または脱衣所にヒーターを設置して温度差を減らすことが大切です。これにより、急激な温度変化による血圧が上下するのを防ぎます。

②ゆっくりとした入浴

いきなり熱いお湯に浸かるのではなく、徐々に身体を温めるようにしましょう。シャワーを使ってまず足元から温める方法も有効です。

③浴室の扉を少し開ける

浴室内の湿気を減らしつつ、外の空気と浴室の温度差を軽減するために浴室の扉を少し開けておくのが良いでしょう。

④入浴の前には水分をきちんと摂る

ヒートショックは、防止策を実行することで大幅にリスクを減らすことができます。特に、家族の中に高齢者や心臓に負担がかかりやすい方がいる場合は、積極的な対策が重要です。

ヒートショックになりやすい人は？

- ✓ 高血圧/糖尿病/肥満の方
- ✓ 不整脈/睡眠時無呼吸症候群の方
- ✓ 一番風呂や熱い風呂(42℃以上)が好きな方
- ✓ 30分以上入浴される方
- ✓ 飲酒後に入浴される方



✓ 緊急の場合は救急車を呼びましょう

✓ 迷った場合

川崎市救急医療情報センター 044-739-1919
横浜の方は横浜市救急相談センター #7119
(または045-232-7119) にご相談ください

✓ 川崎幸病院では、救急外来を行っております

ご来院の前に、可能な範囲でまずはお電話をお願いいたします。直接ご来院頂いても、病状によっては救急担当医の判断で、対応可能な医療機関への受診をお願いする場合があります。ただし、救急車を呼ばれる場合はこの限りではありません。044-544-4611 (代表)



10.2 厚生委員会 ゴルフ大会
(立野クラシック・ゴルフ倶楽部)



10.3 第40回法人会全国大会
(鹿児島大会)



10.8 源泉部会移動研修会
(横浜税関・神奈川県警察本部 他)



10.13～16 海外研修旅行
(タイ・バンコク)



10.19 幸区民祭
(幸区役所周辺)



10.21 社員研修
(カスタマーハラスメント対応術)



10.26 ピーチクリーン
(花水川河口付近)



11.5 税を考える週間協賛行事
(生田目税務署長講演会)



11.5 税を考える週間協賛行事
(川崎南税務署)



11.18 税制改正提言書提出
(川崎市議会)



11.22 税制改正提言書提出
(川崎市福田市長)



女性部会活動報告
10.27 一泊研修旅行
(群馬 磯部温泉 他)



10.18 東京局連3県連
(部会長サミット)

青年部会活動報告



11.8 第38回全国青年の集い
(福井大会)



11.25 講師研修会
(畑山隆則氏講演会)

新入会員のご紹介

(令和6年10月1日～11月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南2	株式会社 西井工業所	西井周史	大川町11-10	建設業	大同生命保険(株)
南3	輝エースト(株)	岩本大輝	桜本2-4-10-2F	不動産売買	大同生命保険(株)
中央	トクシュン(株)	叶徳俊	日進町23-9-1003	建設業	AIG損害保険(株)
南3	株式会社 ダイソウ	大倉久幸	境町15-20-102	不動産・配送業	事務局
東3	株式会社 富士商行	中川淳	日ノ出2-9-7-1F	総合荷役作業	(株)アップ総合企画
東2	株式会社 FM大師	清水暁	大師町16-18	放送事業	菊三建設(株)
南3	株式会社 小松企業	小松良雄	大島5-8-7	公衆浴場	大同生命保険(株)
東2	同 YMD・N	山田憲章	四谷上町10-2-704	内装工事	AIG損害保険(株)
東3	株式会社 ケイ・イー・シー	鈴木仁	塩浜3-11-14	電気・計装盤類の設計・製造	AIG損害保険(株)
東2	岡崎建設(株)	森田悦史	台町13-12-302	とび・土木事業	大同生命保険(株)
南4	株式会社 三共	鈴木雄三	浅野町1-5	コンサルティング・利用運送等	AIG損害保険(株)
南2	PRIDE ONE(株)	顔維星	小田4-3-8-3	内装建設・貿易	(株)東恩納工業
南4	高田興業(株)	高田卓也	追分町10-9-704	建設業	AIG損害保険(株)
幸4	株式会社 真心建設	山下博人	南加瀬1-21-33	総合建設業	AIG損害保険(株)
幸1	同 サトラガ	品川健	幸町3-547-1-203	飲食	ユウホーム
南2	株式会社 田口興業	田口信太郎	小田1-18-11-4	大工	AIG損害保険(株)
南4	株式会社 ライジングサン	鈴木祐将	田島町10-11-101	整骨院	堂本製菓(株)
東2	株式会社 星雲ソフト	韓星哲	大師本町7-6-3-102	ソフト開発	菊三建設(株)
幸1	株式会社 Thirty-Three	中畑康徳	南幸町2-24-3	内装工事業	AIG損害保険(株)
東2	株式会社 IPLANT	犬塚恵一郎	池上町5-3	建設業	大同生命保険(株)
幸1	トレンド・F(株)	戸谷圭志	中幸町4-5-2-403	マーケティング・活動支援・広告宣伝 他	大同生命保険(株)
中央	株式会社 ヒロ・マネジメント	田中浩	榎町9-4-302	経営コンサルタント	事務局
幸3	株式会社 渡辺電気工事	渡辺勲	東古市場105-GC201	電気工事業	AIG損害保険(株)
賛助会員	猪又靖弘				(株)村松工務店

川崎南法人会 主要事業予定

令和7年1月

8日(水)

●第5回 広報委員会
会場：狸小路飯店
時間：16:30～17:30

14日(火)

●狂言公演及び
新年賀詞交歓会
会場：川崎日航ホテル
狂言公演：17:00～18:00
賀詞交歓会：18:15～

16日(木)

●決算法人説明会
講師：川崎南税務署担当官
他
会場：カルッツかわさき
時間：13:30～16:30

17日(金)

●源泉部会 研修会
テーマ：定年後の再雇用トラブル防止のための基礎知識 他
講師：社会保険労務士 志田 淳 氏
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：14:00～16:00

21日(火)

●新設法人説明会
講師：川崎南税務署担当官
他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:30～16:15

2月

4日(火)

●第4回 事業研修委員会
会場：川崎市教育文化会館
時間：16:00～17:00

7日(金)

●女性部会 新年会
会場：まるだい
時間：17:00～

13日(木)

●決算法人説明会
講師：川崎南税務署担当官
他
会場：カルッツかわさき
時間：13:30～16:30

18日(火)

●救急救命講習会
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:00～16:00

21日(金)

●源泉部会 研修会
テーマ：退職所得の源泉徴収事務
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：14:00～16:00

税務無料相談

相談日

1月の相談日/21日(火)
2月の相談日/4日(火、18日(火))
【午後1時～3時】
相談については、
事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局
☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20
(川崎市産業振興会館5F)

法律無料相談

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜総合法律事務所
(☎044-276-8731)
横浜市中区日本大通11
横浜情報文化センター11F
相談については、
事前に事務局までご連絡ください。

生活習慣病健診のお知らせ

令和7年 法人会春の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：令和7年3月11日(火)・19日(水)2日間 (受付時間9:30～11:00)

場所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

※詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

神奈川県火災共済のご案内

1. 地域限定(神奈川県)の共済制度につき、安心してご利用いただけます。
2. 中小企業者の相互扶助を目的とした共済制度です。
3. 共済独自の割安な掛金設定
4. 共済期間(1年契約～長期5年契約まで)を任意に設定

店舗・事務所・工場の建物・什器・商品から住宅の建物・家財までワイドにお引受け

総合火災共済 普通火災共済*1 新総合火災共済

総合火災共済 新総合火災共済

下記の事故が起こった場合に損害共済金をお支払いします。
※詳しい内容はパンフレット、重要事項説明書等でご確認ください。



火災・落雷・爆発



風災・雹災・雪災
(20万円以上の損害)



水災*2



水濡れ*3



盗難・騒擾



物体の飛来等



破損・汚損*4

- *1 普通火災共済では、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害を補償します。
- *2 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。
- *3 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。
- *4 破損・汚損は特約となります。(共済始期から1年間ごとに100万円を共済金の上限とします。)



総合賠償責任共済

休業補償共済



施設賠償
生産物賠償



借家人賠償



個人賠償



休業補償

- 事業用施設の所有・使用・管理上の不備または業務遂行に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償
- 製造、販売した製品・商品または業務遂行の結果に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償

- 施設が賃借の場合、賃借施設の貸主に対する賠償責任を補償(火災・破裂・爆発・給排水設備の事故による水濡れ事故により賃借施設に損害を与えた場合、戸室の原状復帰に係る費用の賠償責任)

- 住宅の管理上に係わる事故による賠償責任を補償
- 日常生活上で生ずる事故による賠償責任を補償

- 店舗や工場など事業用施設が火災落雷・破裂爆発・風ひょう雪災・物体の飛来衝突・漏水・騒じょう・盗難被害により休業した際、粗利益を共済金額限度に補償(共済金額の設定は日額1万円から50万円まで1万円単位、補償期間は90日または180日限度)

費用共済金

共済は補償重点です。事故が起きた際、損害共済金の他にもさまざまな費用をお支払します。



臨時費用

- 損害共済金の30%を臨時の費用としてお支払します
- 住宅物件は100万円限度
- 普通物件は500万円限度
- 工場物件は500万円限度



失火見舞費用

- 自らの責任による火災・破裂爆発の事故で他人の所有物に損害を与えたとき被災世帯数×20万円お支払します
- 共済金額の20%限度



修理付帯費用

- 火災・落雷・破裂爆発の事故による損害の復旧(居住部分は対象になりません)にあたり支出した費用をお支払します
- 普通物件は1000万円限度
- 工場物件は5000万円限度(共済金額の30%限度)



残存物取片づけ費用

- 後片付けの費用を実費にお支払します
- 損害共済金の10%限度



損害防止費用

- 火災・落雷・破裂爆発の事故で損害の防止・軽減のために支出した費用をお支払します



地震火災費用

- 地震・津波・噴火を原因とした火災事故で建物が半壊以上の損害が生じたとき(家財のみの損害は80%以上)共済金額の5%お支払します
- 住宅物件は300万円限度
- 普通物件は300万円限度
- 工場物件は2000万円限度

お申込み・お問合せ先

神奈川県火災共済協同組合

〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33-2
電話0120-625-618 FAX0120-911-258